

事務事業評価調書

平成19年 6月 1日現在

整理番号 2 - 1

事業名 (計画事業名)	オホーツク温泉ホテル日の出岬運営資金貸付事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	財務企画課 財政係
(細事業名)		調書作成者職氏名	

事業の位置づけ	[第4期雄武町総合計画] 登録事業 非登録事業 まちづくりの基本目標の分類 共につくる参加と連携のまち 施策の項目の分類 計画的な行政運営の推進 主要施策の分類 計画的・効率的な行政運営の推進	[総合計画以外の計画・指針等] なし [根拠法令等] なし [事務種類] 自治事務(その他・単独)
---------	---	---

事業の説明等	事業の対象 (Who) 雄武町観光開発株式会社(オホーツク温泉ホテル日の出岬) 受益者負担 有(無)
事業の意図 (What)	雄武町観光開発株式会社の経営安定を目指す。
事業の手段 (How)	運営資金として60,000千円の貸付(8年償還、うち2年据置、利率年0.5%年賦元金均等償還)
事業の結果 (Outcome)	雄武町観光開発株式会社の経営安定が図られ、町の財政運営への影響が解消されている。

事業の執行状況	事業量の推移について記入 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入						
[事業内容]	[H16実績]	[H17実績]	[H18実績]	[H19予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備考]
運営資金貸付	0	0	60,000	0	運営資金貸付	18	60,000

事業計画の達成状況	(説明) ~ 事業執行上からの課題・町民からの意見等
<input checked="" type="radio"/> a 事業計画を予定どおりに達成している <input type="radio"/> b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである <input type="radio"/> c 事業計画を達成できる見込みがない	

本年度の事業実施スケジュール	[町民への周知方法]
なし 【参考】 20.3.31. 利子償還(300千円)	該当なし [関係機関・関係部署との役割分担] 税財管理課管財係: 指定管理者に対する経営指導

事業の立案形成	
[立案形成に至る背景・ニーズ]	該当なし
[立案形成過程における検討課題]	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
[事業化の過程における検討課題]	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針]	該当なし

事業の評価	
[雄武町が実施することの妥当性]	
民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 <input checked="" type="radio"/> (キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) <input checked="" type="radio"/> a 行政が行うべきである <input type="radio"/> b 一部は民間が行うべきである <input type="radio"/> c 民間が行うべきである (説明) 本来、運営資金の調達は民間で行うべきものであるが、運営の第三セクターは固定資産も保有していない状況から、その調達に困難性があり、基金(ホテル日の出岬施設整備基金)を原資として町が貸付を行っている。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ 非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が有る程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>(1)に記載のとおり</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>(1)に記載のとおり</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>該当なし</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>該当なし</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>運営資金の貸付であり、資金ショートによる施設運営への影響が生じる。</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

運営資金貸付については、平成18年度の単年度限りの予算措置で終了となり、平成19年度以降は元利償還のみとなる。

(説明)